



JASDAQ

平成 18 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー  
代表者の役職名 代表取締役社長 大橋 康宏  
( J A S D A Q ・ コード 7 6 1 0 )  
問い合わせ先 執行役員経営企画部長 片山 靖浩  
電 話 番 号 0 3 - 5 4 0 8 - 5 1 0 0 ( 代 表 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 20 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 18 年 5 月 29 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1 . 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 5 月 29 日

2 . 定款の一部変更の趣旨及び目的

#### 1 . 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律」(平成 17 年法律 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されることとともに、今後の事業展開に備えるため、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ( 1 ) 当社の事業目的をより明確化するために、現行定款第 2 条につきまして、所要の追加変更を行うものであります。
- ( 2 ) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めることとするものです。
- ( 3 ) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするものであります。
- ( 4 ) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面又は電磁的記録によって取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- ( 5 ) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、法令が定める範囲で賠償責任を免除することを可能にするための規定を新設するものであります。
- ( 6 ) 社外取締役、社外監査役及び会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- ( 7 ) その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2 . 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社テイツーと称し、英文では、TAY TWO CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 古物売買並びにその受託販売</p> <p>(2) 書籍、雑誌、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、パソコン機器、パソコンソフト、通信機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品の販売</p> <p>(3) ビデオソフト、コンパクトディスクのレンタル業務</p> <p>(4) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務</p> <p>(5) 遊技場経営</p> <p>(6) コンビニエンスストアの経営</p> <p>(7) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、清涼飲料水の販売</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、インターネットコミックカフェの経営</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p>(9) ソフトウェアの開発および販売</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 古物売買並びにその受託販売</p> <p>(2) 書籍、雑誌、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、パソコン機器、パソコンソフト、通信機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品の販売</p> <p>(3) ビデオソフト、コンパクトディスクのレンタル業務</p> <p>(4) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務</p> <p>(5) 遊技場経営</p> <p>(6) コンビニエンスストアの経営</p> <p>(7) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、清涼飲料水の販売</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、<u>宿泊施設</u>、インターネットコミックカフェの経営</p> <p>(9) <u>酵素風呂、岩盤浴場の経営</u></p> <p>(10) <u>エステテックサロンの経営</u></p> <p>(11) ソフトウェアの開発及び販売</p>

現 行	変 更 案
<p>(10) 不動産の売買、賃貸借、管理  (11) 内装工事の企画、設計、施工  (12)前各号に付帯関連する一切の事業  (本店の所在地)  第3条 当社は、本店を岡山市に置く。  &lt;新 設&gt;</p> <p>(公告の方法)  第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式  (発行する株式の総数)  第5条 当社の発行する株式の総数は、  2,000,000株とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(自己株式の取得)  第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項  第2号の規定により取締役会の決議  をもって自己株式を買受けることが  できる。</p>	<p>(12) 不動産の売買、賃貸借、管理  (13) 内装工事の企画、設計、施工  (14) 前各号に付帯関連する一切の事業  (本店の所在地)  第3条 &lt;現行どおり&gt;  (機関の設置)  第4条 当社は、取締役会、監査役、監  査役会及び会計監査人を置く。  (公告方法)  第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告と  する。但し、電子公告を行うことが  できない事故その他のやむを得ない  事由が生じたときは、日本経済新聞  に掲載して公告する。</u></p> <p>第2章 株 式  (発行可能株式総数)  第6条 当社の発行可能株式総数は、  2,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)  第7条 当社は、その株式に係る株券を  発行する。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取及び買増請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取及び買増請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理及び買増請求の取扱、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行	変 更 案
<p><u>2 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>(端株の買増請求)</u></p> <p><u>第9条の2 端株主は、その端株と併せて1株となるべき端株を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>第3章 株主総会  &lt;新 設&gt;</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第3章 株主総会  (基準日)</p> <p><u>第10条 当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条 &lt;現行どおり&gt;</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(決議要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第15条 当会社に取締役10名以内を置く。</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項</u>の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行	変 更 案
<p>(選 任) 第16条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第19条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(選 任) 第17条 &lt;削除&gt;</p> <p><u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任 期) 第18条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会) 第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p><u>(報 酬)</u></p> <p><u>第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第21条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選 任)</p> <p>第22条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第21条 &lt;現行どおり&gt; (選 任)</p> <p>第22条 &lt;削除&gt;</p> <p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬) 第26条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第6章 <u>取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</u></p> <p>(<u>損害賠償責任の一部免除</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については10百万円以上、社外監査役については3百万円以上、会計監査人については50百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>(営業年度)</u></p> <p>第27条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p><u>(利益配当)</u></p> <p>第28条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、毎年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第30条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第27条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第30条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>